

平成23年第2回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年6月14日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	6月17日 午前10時00分		
	閉 会	6月17日 午前11時07分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 邦 昭		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	3	内 間 利 三	5	與那嶺 篤 哉
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	上 間 悟	書 記	島 袋 美 咲
	局長 補 佐	小那覇 安 啓		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	與那嶺 敏 秋
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課 長	山 城 徳 男		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学校教育課長	島 袋 隆 則		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建設課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成23年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

平成23年6月17日（金曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第22号	平成23年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について	質疑・討論 採決
2	議案第23号	工事請負契約について	質疑・討論 採決
3	議案第24号	工事請負契約について	質疑・討論 採決
4	議案第25号	沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について議会の議決を 求める件	質疑・討論 採決
5	陳情第12号	アナログテレビ放送の一斉打ち切りを見直し、「段階的停波」を求 める陳情	報告・質疑 討論・採決
6	陳情第13号	「東日本大震災による花卉販売被害に対する支援」陳情書	報告・質疑 討論・採決
7	意見書第1号	アナログテレビ放送の一斉打ち切りを見直し、「段階的停波」を求 める意見書	説明・質疑 討論・採決
8		閉会中の継続審査申出書（総務文教委員会）	

○ **議長 久田浩也君** ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第22号 平成23年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。3番。

○ **3番 内間利三君** 歳入歳出一括ということですので、8ページの歳入、これは一般寄附金ということであるんですが、何名ほどでこの456万円という説明を求めます。

それと歳出の12ページ、5目のコミュニティ助成事業、これはきのうの説明の一部にあったと思うのですが、放送施設であれば、どここの字の施設なのか、説明を求めます。

それと13ページ、3款1項1目18節の対米請求権地域活性化推進事業、これ571万9,000円ですが、歳入では400万円のこれは補助ということで171万9,000円あるんですが、約30%は自己負担、村負担であるのかどうかですね。またどういう事業をされるのか。説明を求めます。

それと18ページ、7款の商工費1目商工総務費の19節の1,970万円ですね。これはどういう事業なのかその説明を求めます。

たくさんあるんですが、自分のほうはこれだけといたします。説明を求めます。

○ **議長 久田浩也君** 総務課長。

○ **総務課長 山城徳男君** ただいまの3番議員の質疑にお答えいたします。

まず歳入8ページ、18款1項1目一般寄附金、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金でございますけれども、これにつきましては何名かということでしたが、同条例の事業の区分がございますけれども、健康増進及び福祉の向上関連に対するものが一人でございます。それからまた6号のその他目的達成のために、村長が必要と認める事業、これが5名でございます。計で456万円となっております。

それから歳出12ページ、2款1項5目19節の負担金、補助及び交付金でございますけれども、コミュニティ助成事業250万円ということもございますけれども、これについては、平成23年度のコミュニティ助成事業でございまして、今泊公民館の放送設備一式ということもございます。それとあわせて、これまでの実績でございますけれども、放送設備につきましては、平成19年度平敷、それから平成20年度渡喜仁、それから平成22年度古宇利ということで、平成23年度は今泊でございます。以上でございます。

○ **議長 久田浩也君** 経済課長。

○ **経済課長 小那覇安隆君** ただいまの御質疑にお答えします。

18ページ、7款1項1目19節の負担金、補助金の文化観光戦略事業についてのお問い合わせでありましたけれども、これは一口で言いますと、去年も好評を博しました現代版組踊り「北山の風」を今年も再演していこうということで、県の事業を受けてやることになっております。去年よりは少しボリュームをあげまして、公演回数もグスクでの公演も含めて、今回は北部地区にちょっと目をやりまして、名護市での市民会館での上演と、また日常的には毎週火曜日が練習ということで、毎週インストラクターを派遣してもらって実施するという事業になっております。その大きな目的としましては、県内の特色ある文化資源を生かして、観光振興に資するという目的で今年も実施していきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

13ページ、3款1項1目18節備品購入費、対米請求権地域活性化事業費についての御質疑ですけれども、この事業については、対米請求権事業の補助が400万円、一般財源として171万9,000円で、補助の割合ということですが、対象経費の90%以内が補助で、助成減の額については、市町村の場合は400万円ということになっての補助になっております。事業の内容としましては今帰仁村コミュニティセンター社会教育施設、放送器材等の整備とテーブル等の備品購入です。テーブルについては80脚を予定しております。音響器材については一式ですね。その中身につきましては、折りたたみのテーブルが332万7,000円、音響器材一式としまして239万2,000円となっております。その事業の中身としましては、地域特性を生かした地域の主体性と創意工夫による地域活性化のための調査研究及び計画等の活性化事業に資するというものでありまして、地域のイベントとか、コミュニティセンターの活用を図るということでの事業ということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 歳出16ページ、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金。今帰仁村有害鳥獣対策協議会39万9,000円について、お伺いします。どんなものかですね。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

16ページの6款1項3目19節の負担金、補助金の中で、今帰仁村有害鳥獣対策協議会への39万9,000円の補助金の内容といたしましては、これまでもこの協議会において、国の補助を受けて有害鳥獣の駆除ということで、主にハシブトガラス対策、その対策とタイワンシロガシラとか、マングースとか、そういう対策をとってきましてけれども、そういう中ではこわなでいろいろハシブトガラスの対策をとってきているところであります。それとあわせて、県内の猟友会にお願いをいたしまして、駆除を年、たしか30回ほどお願いしているような状況であります。そういう中で、これまでは補助事業の中で銃弾等の補助はしてきましたけれども、あくまでもボランティアで参加していただいているような状況の中で、今後ともこれを継続していくためには、中南部から来ますので、そういった車賃とかを考慮していこうということで、この計上をしております。村外から約、平均的に7名の方が参加をしております。大体中南部からですので、車賃が村の規定であります2,000円程度、名護市からとか北部からいらっしゃる方が1人おりますので、500円程度を計上して、内容はそういう内容になっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 なぜ聞いたかということ、余りにも安いのではないかという感じがするわけです。猟友会の方々ですね。わなで子供はとれるのです。大人は頭が良すぎてとれないんです。それで猟友会をお願いしてやってもらっていると思うのです。それで中南部から来ますよね、何名か。弁当代はあるとしても、やはり緊急にやるということですよ。緊急雇用対策事業でやるということですよ。これはできるのではないかという感じがするわけです。今、緊急雇用対策事業で草刈りとか、何とかやっていますよね、今帰仁村は。それにあわせてこれもできるのではないかと思います。なぜかといえば、被害が非常に大きく

て、農作物に、特にパインとかブドウ、いろんなものですね。いろんないたずらをするわけですから、緊急雇用対策事業の一環として、もうちょっと猟友会の方たちに、ガソリン代、弁当代、ジュース代ぐらいまで出すということになれば、最低5,000円ぐらいは要るのではないかという感じがするわけです。また本人たちもそういつていますから、ボランティア的な感じで今やっているんだよと。呼んだらすぐ来てやってくれるんですよ。彼なんかは暇をつぶして、やはり、親鳥を殺さないと、まだ来年もまた子供を産むわけです。そのためにも親鳥を殺して対策をしないと、いつまでたってもいたちごっこなんですよ。そういう面からも緊急鳥対策事業と関連して、それはできないかですね。お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

2点あったかと思えます。1点目は費用が安いのではないかということと、今おっしゃるような事業で対応できないかということなんですけれども、費用に関してはおっしゃるとおりの点もあろうかと思えますけれども、その辺は猟友会の皆様にも御説明をしてある一定の理解は得ているつもりでございます。もう1点の緊急雇用対策事業としては、なかなかなじむものではございません。この事業自体が失業対策事業でありますので、そういうことで対象外になるかと思えます。そういう事情もありまして、その猟銃での駆除というのは、ある一定程度の成果は、議員おっしゃるとおり私たちも認めていますので、今後とも協力をいただきながら、そういう被害対策もとっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 課長、認めているのであったら、余計出すべきではないかと思えます。

1回で何百羽ととるので、親鳥。そしたらカラスは子供を7つも産むという歌にもあるんですよ。そういう関係上、余計に出すべきだと思うんです。どんな工夫してでもですね。そうすれば7つが被害を与えるものに、いくら被害、農作物の被害は大きいと思えますが。それを考えた場合、余計何かを工夫して、猟友会の方たちに声をかけるのか、それぐらいの見合った額はやるべきではないかと思うわけです。今、協力的と言っていますけれども、ぶつぶつ言っているんですよ、はっきり言って。弾代しかない。ガソリン代とか、いろんなものは自分で工夫してやっているんですよ。私ら役場が願うのと、私らが直接願うときもあるんですよ。余り数が多くて、民間の方々、大変多いと思えます。そういうの方々、パイン農家でも。そういう面からどうにか工夫をして、年間やはり苦勞する分は見合った謝礼はやるべきだと思うんです。それを捻出するのが役場または行政の仕事だと思うんです。あの数は大変ですよ。いろんないたずらをするんです。そういう面からでも親鳥は早目に捕獲しないと。こういう対策さえとれば、猟友会の方々でも喜んでまたやると思えます。今帰仁村からこれを示せば、ほかの地域でももっと少なくなると思うんです。そういう考えはないですか。考えはもっていないかどうかですね、お伺いして答弁を求めて終わりたいと思えます。もうちょっと猟友会の方たちですね、賃金を上げるという考えはないですか、説明を求めます。これは出せると思うんですよ、工夫すれば。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

今までは銃弾だけの補助で、ずっとボランティアという格好でやっていただきましたけれども、今回か

らは旅費も出してガソリン代、そういうことの足代も出して、まず手当してあげるといことについては、
猟友会の方々とも一応は了解は得ていますので、今の御提言については確かに費用対効果とか、いろいろ
とこちらも財政との調整もありますので、そういうのは検討させていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 17ページの歳出の2目林業振興費の12節と17節茸第2生産施設整備事業の予算
がいろいろ組まれていっているんですけども、本格的に造成工事も始まりまして、第2施設に関してい
ろいろこれから事業、どんどん進んでいくと思うんですが、特に関連、予算と関連して。実際、こっちの
事業主体というのが、まだはっきり議会のほうにも説明がないんですけども、ちょっと確認したいんで
すけれども、この施設これがどんどん今から予算がついてくるんですけども、きのうの一般質問でも答
弁があったんですけども、この施設に関しても今帰仁茸と同じ、今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管
理運営に関する条例に基づいてやっていくのか。確認したいのでお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

17ページの6款2項2目の林業振興費の12節、17節に関連しての質疑だったかと思います。このあけて
いる予算は、分筆する予算と排水路の用地を買うのがありまして、予算を計上しております。施設の管理
については、茸第1生産施設と同様に今あります条例を適用していきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今、経済課長のほうから第1茸と同じ条例のもとで、設置及び管理運営をして
いくということでの答弁をいただきまして、そこには地方自治法の第24条の2項に基づいた条例を定めた
ものだと思いますので、それに基づいてしっかり村としても管理していくように、また今後ともチェック
体制を厳しくしながら、ぜひ管理してください。質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時25分)

質疑ありませんか。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 一般会計、歳入歳出について、質疑を行います。

歳入の6ページ、16款県支出金5目商工費県補助金の2節沖縄県緊急雇用創出事業補助金の今帰仁村内
美化作業についての説明と、歳出に関連して、17ページの林業総務費の中の7節賃金から14節までの美化
作業に関する説明。

19ページ、住宅管理費の住宅修理費について、説明をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

歳入、歳出一括してお答えしていきたいと思います。歳出の17ページの林業総務費の中で、村内美化作
業ということでありまして。これは現在行われています建設課が窓口になっております村道を中心にした美
化作業です。今回は林道、農道、保安林等含めて、農林関係の所管しているところを整備していこうと、

管理していこうということでやっております。今回、緊急雇用でまたかさ上げして、この事業が導入されました経緯は、現下の雇用情勢でも県内は全国に比べても高い失業率だということで、先月あたり、県のほうで会合が持たれて、県内でもまだ枠があるということで、ただしその枠を使うためには、現行の事業をかさ上げするような事業であれば採択できるということで、今回採択というようになっております。その中で、賃金、需用費、あと使用料を美化作業でやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑について、お答えいたします。

19ページ、8款5項1目11節住宅修理費の内容ですが、今回、天底団地の撤去後の補修と山岳団地の湯沸かし器取り換え、これまた天底団地の湯沸かし器取り換え、それから天底団地の床張りかえ工事、それから湧川団地の換気扇取り換え工事、それから湧川団地の防水工事、与那嶺団地の防水の工事、それから与那嶺団地のフェンスの応急措置、それから玉城団地の供用灯、街灯の漏電の修理費になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時29分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時29分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の答弁に対して質疑を再度行いたいのですが、この17ページ、美化作業の歳入歳出の、歳入からすると500万円ほどのトータルになっていますが、賃金ということだけではちょっとわかりにくいので、何名ぐらいになるのか。それからこれは今年度から始まったものではなくて、繰越しにもなっていると思いますが、賃金職の職員は期間といいますか、何カ月ぐらいできるのかですね。それと今回の場合で何名、そして募集に対してどのぐらい来て、今現在足りているのか。それとも欠員なのか、再度説明を求めます。

19ページ、住宅修理費については、ほとんど団地なんですけど、その団地の中で、湧川団地のことなんですけど、団地の上のほうに大木がありまして、これがかなり邪魔になっていて、一棟にそれを管理者である役場のほうに依頼したら、これは所有者に断らないといけないからカットできないということで、所有者もこちらにいないものですから、そういう意味で非常に困っているということがありますので、これは調査したかどうかということと。

それともう1点、これは村長の施策の中にあると思いますが、今回の東北大震災の被災者に対して、住宅受け入れを、空き団地を利用するというので、確か湧川団地は1つまだ空いていると思います。空いていて、人が出て空いたんですが、修理、要するにタタミの張りかえとかして、きれいになったと聞いていますが、換気が今換気扇のことも出ていましたので、換気がうまくいっていないと。つまり閉め放しにしているということで、ちょっとこれは今入っていないという状態であれば、それはその団地が弱る原因になるだろうということで、定期的な開けに来ることはできないにしても、何とか周囲にいる、そばの団地の職員に、住民にお願いして開け閉めできないのかということがありました。そういう要するに財産の管理ですね。それはどうなっているのか、再度お伺いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

募集人員、募集方法ということだったと思いますけれども、募集人員については現在のところ3人を予定しております。募集方法といたしましては、8月から3月までの8カ月間、募集開始は7月を予定しております。そして区長会への募集案内とハローワークを通してということで募集をしていきたいと思っております。

そのため現在のところ、募集はまだ開始しておりませんので、応募者はこれからでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

湧川団地の上の大木の件ですけれども、これについてちょっと報告、確認しておりませんので、担当とも確認をして、適切な対応をやっていきたいと思っております。

それと空き団地の件でございますけれども、確か1件空きまして、今回の大震災の対応という形でいろいろ準備しておったわけですけれども、実際受け入れはやっておりませんけれども、その辺のまた管理についても適切な方法を担当とも調整をしながらやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時33分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時33分)

ほかに質疑ありますか。5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 16ページの6款農林水産業費の農業振興費の19節今帰仁村有害鳥獣対策協議会の39万9,000円ですけれども、この村負担分はわかるわけですけれども、国、県の補助金があるのかどうか。弾の助成はしているんだということで、弾の助成とか、調査費とか、いろいろとあると思うんですけれども、県の補助金の支出金があるのかどうか。お伺いします。

それと林業費の1目の15節工事請負費ですけれども、バンガロー付テラス改築84万円ですね。どれだけのメンバー、指定管理されていると思うんですけれども、営業している期間、どれだけの期間があるのか、大体どれだけの人数の村民の方々が利用されているのか、お伺いします。2点です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時35分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時35分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

16ページの6款1項3目19節の負担金補助金についてでございますけれども、この協議会に対する39万9,000円は国、県の補助ということではなくて、村単独で補助するということでもあります。そして銃弾、はこわらの管理費等々については、この一般会計に入らずにこの協議会が直接、事業主体となって申請して入ってくるものですから、一般会計では見えません。今帰仁村有害鳥獣対策協議会というものが事業主体になりまして、国、県からの補助金を受け入れしていますので、この一般会計には見えないような状況でございます。そして今の御質問の39万9,000円は村単独によりまして、この協議会に補助していると。この協議会から猟友会への旅費ということで出ていくという状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 今の答弁、有害鳥獣対策協議会への直接の補助金という形で、金額はどれぐらいになるのか。それと猟友会、最近、猟友会の方々に協力してもらってという形のほうが、最近出てきていると思うんですけども、その中で協議会のほうからその補助金の内訳から、猟友会のほうに振り分けできる方法がないのかどうか。8番好和議員の質疑の中にもあったわけですけども、猟友会の賃金がそのボランティアみたいな形でやっているわけですけども、報酬が少ないのではないかという中で、この補助金を使った中からでも捻出できないのかですね。お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

御指摘のありました協議会の中での捻出ということでございますけれども、その件に関しましては、ただいまずっと銃弾とかわなの管理費とか、等々がありまして、検討して協議会の中で検討していきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時40分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございました。協議会への補助ということですよ。ということは39万9,000円を補助していくという。県の補助ですね。失礼しました。

総額、記憶しているところでよろしいでしょうか。当初始まったころは200万円ほどありましたけれども、現在、94万6,000円の補助がございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 200万円の予算が94万円まで落ちているということですけども、厳しい中で猟友会の皆さんの長い協力を得るためにも、それ相応の金額が必要ではないかと思っておりますので、それに見合った金額が出せるような形での配慮もお願いしたいと思います。

それと北部地域の国頭村、大宜味村、北部地域全体としての一斉駆除みたいな形での取り組みが市町村会、首長会みたいな形での一括した提案ができれば、より一層駆除が進むのかと思っておりますので、そういう提案も村長もよろしく北部地域を巻き込んだ駆除対策ができるような形でのピーアールもお願いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時42分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時42分)

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第22号 平成23年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第22号 平成23年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2。「議案第23号 工事請負契約について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 村長にお伺いします。今帰仁村は先ほど経済課長が言ったように、仕事が少ないということなんですけれども、この工事請負額に対しても1億円余りの工事、普通なら前はJVでやっていた。仕事が少ないということで、だれどごく最近では5,000万円以上のところはJVではなくて1社だけで請けるようになったのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、お答えいたします。

工事発注についてJVでできないかということなんです、今この発注についてはAクラスの工事のものになっていますので、今1社で発注をやっている、JVのほうは今のところ考えていません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 私が聞きたいのは、前は仕事が少ないということでJVでやっていたのを、なぜ1社でやったか。そして1社でやっても、この下請け、孫請けがありますよね。全部名護の会社に来るわけです。地元の下請けはいないわけです。よく工事現場を見てくださいよ。今帰仁村の方はいないですよ、下請けにも孫請けにも。仕事はないといいながら、工事はAクラスがとって、名護の下請けが来る。そうではなくてJVでやれば今帰仁村の業者の何社かですることができるわけでしょう。そういうためにも何社かのJVでやったほうがいいのかということなんです。よく見てください、下請け、孫請けには、ほとんど名護の業者とか、本部の業者が来ていますよ、今帰仁村は。そのためにもAクラスは、何社もあるものですから、やはりJVで組んでさせたほうがいいんじゃないかということなんです。私が言いたいのは、それに対する答弁を求めているんですよ。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 公共工事のちょっと大きいようなJVがいいんじゃないかという意見がありますけれども、今のところほとんど単独で発注をして、完成まで持っていけるので発注をしているような状況であります。土木工事であれば去年までは9社あったんですが、今のところは8社で。工事の数についても、今帰仁村はどっちかという、市町村の中では非常に多いほうです。だから1件もとれないというのは、ほとんどなくて、場合によっては1件、2件ぐらいとっているという件数については結構発注は多いと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 副村長はそう言っていますけれども、去年なんか1社で億の工事は、1社で2

件も3件もとっているところがあるんですよ。これ下請けをしたのはほかの会社でしょう。今帰仁村の業者ではないでしょう。多いほうと言っていますけれども、ほかの地域よりも多くても今帰仁村のことを考えてくださいよ。ほかの地域よりは多いから今帰仁村は1社で大丈夫と、そういうわけではないですよ。

経済課長は失業者が多いと言う。副村長は仕事はあると。つじつまが合わないんじゃないですか。そのためにもやはり2社制か3社制にして、より多く今帰仁村に税金が払えるようにするのが筋だと思います。工事が無いからAクラスからBクラスに落ちるわけです。税金を払いきれないから。そうでしょう。1億何千万円の仕事でも、ほかの事業だったらJVですよ、ほとんど。仕事がないから。今帰仁村も多いほうではないです。ほかの地域は国の仕事もたくさんあるし、今後こういう大きい工事はJVでやっていくか、いかないかですね。これを聞いて、答弁を求めて終わります。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 JVの意見がございませぬけれども、JV、我々今帰仁村でJVを組んだりするというのは大きい工事、例えば体育館とか校舎が3つ4つぐらい連なるとか、そういうときはJVを組んだ経験はありますけれども、それ以外の最近のものについては、JVを組んだほうがみんなに行き渡るのでというのがありますけれども、それは一つの意見としてお受けしたいと思います。基本的に今のところJVを組まないでも工事、受注、完成できるものですから、今のところは組んでいないというのが実情でございませぬ。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第23号 工事請負契約について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、「議案第23号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第24号 工事請負契約について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第24号 工事請負契約について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、「議案第24号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4.「議案第25号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について議会の議決を求める件」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第25号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について議会の議決を求める件について質疑を行います。

提案理由に公益法人制度改革に伴う民法の一部改正とありますが、この公益法人制度改革の内容ですね。それからなかなか市町村では土地開発公社については、わかりにくいところもあるんですが、議会の議決を求める。いわゆる変更が必要な議決、いわゆる議会ですね。これは何分の1といたしますか、その全議会ではないと思うのですが、どの程度の議会がその議決をすればいいのか。それとも全部なのか。お伺いいたします。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質疑にお答えいたします。

公益法人制度改革の内容ということでございますけれども、公益法人制度改革の趣旨といたしまして、効率的な政府と民間団体による活力ある社会を実現するため知事等の許可に基づき、これまで一般または公益社団財団を設立する現行の制度を廃止し、そしてそれを法務局の登記または知事の認定で設立できるという制度にもっていくという趣旨でございます。

そしてまた変更の内容でございますけれども、これまで監事の職務については、民法の第95条の規定を公社の定款第7条第4項において適用しておったわけです。これに対しまして今回、民法の改正もございまして、民法の法人に関する規定はおおむね公益法人に関する規定でございますけれども、この規定について通則のみが残されて、この59条が削除されたため、公有地の拡大の推進に関する法律の監事に関する条文、第16条8項が適用されたことによる。というような内容のものでございます。

それとこの構成する市町村の議会の議決でございますけれども、確か32市町村が組織されていたと思います。ちょっと確認しますけれども。町村で組織されておりましたけれども、全町村の議会の同意があったと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時55分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第25号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について議会の議決を求める件」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、「議案第25号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について議会の議決を求める件」は、原案のとおり可決されました。

日程第5.「陳情第12号 アナログテレビ放送の一斉打ち切りを見直し、「段階的停波」を求める陳情」を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成23年6月17日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

総務文教委員長 東恩納 寛 政

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、6月14日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳情報告について

受理番号	件名	審査結果	意見	措置
陳情第12号	アナログテレビ放送の一斉打ち切りを見直し、「段階的停波」を求める陳情	採択すべきもの	沖縄での地デジ対策は世帯普及率でみると全国平均より約6%低く、特に低所得者・高齢者世帯で顕著である。地デジの完全移行が予定されている7月は台風シーズンでもあり、情報としてのライフラインであるテレビを一方向的に遮断してはならない。以上のことから今年7月24日に予定されているアナログ放送の一斉停波を改めて「地デジ難民」を生まない措置が完了したエリアから順次デジタル放送へ移行するよう、国に対して柔軟な対応を強く求める。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第12号 アナログテレビ放送の一斉打ち切りを見直し、「段階的停波」を求める陳情」を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第12号 アナログテレビ放送の一斉打ち切りを見直し、「段階的停波」を求める陳情」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第6.「陳情第13号 「東日本大震災による花卉販売被害に対する支援」陳情書」を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。経済建設委員長 與儀常次君。

○ 経済建設委員長 與儀常次君

平成23年6月17日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 久 田 浩 也 殿

経 済 建 設 委 員 長 與 儀 常 次

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、6月14日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第13号	「東日本大震災による花卉販売被害に対する支援」陳情書	採 択 す べ き も の	東日本大震災により、彼岸用キクの最盛期にあった本産地はキク価格の大幅な下落及び、出荷制限等の減収により、購買代金支払いや借入金返済の資金不足等、深刻な打撃を被り、今後のキク栽培の経営の維持・安全に支障をきたす生産者も多く、大変深刻な問題となっている。 よって、このような事態に対し、花卉産業の維持・安定を図るため、緊急に支援対策を講じる必要がある。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第13号 「東日本大震災による花卉販売被害に対する支援」陳情書」を採決します。
本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第13号 「東日本大震災による花卉販売被害に対する支援」陳情書」は、委員長報告

のとおり採択することに決定いたしました。

日程第7.「意見書第1号 アナログテレビ放送の一斉打ち切りを見直し、「段階的停波」を求める意見書」を議題とします。

本件について委員長の説明を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

意見書第1号

平成23年6月17日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

提出者	東恩納 寛 政
賛成者	座間味 邦 昭
〃	内 間 利 三
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰
〃	山 城 太

アナログテレビ放送の一斉打ち切りを見直し、
「段階的停波」を求める意見書

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

アナログテレビ放送の一斉打ち切りを見直し、
「段階的停波」を求める意見書

今年7月24日に、地上アナログテレビ放送の終了・地上デジタルテレビ放送（地デジ）への完全移行が予定されています。しかし、この期限までに、これまで国内に普及していたアナログテレビ1億2,000万～1億3,000万台のうち、7割前後しか地デジ対応テレビに置き換わらないおそれが強いと思われます。高齢者・障害者・低所得者などの社会的弱者への支援策も講じられていますが、申請件数は想定を下回っている状態で、このままでは百万単位の視聴者がライフラインを失うことが確実な情勢です。

もともと、国策によって国民にテレビ受信機等の買い替えを迫り、財産の廃棄を強要するのは極めて理不尽です。また、地デジ普及の実態も正確に把握しないまま、現実を無視してアナログ停波を強行することは、国並びに公共放送のユニバーサル・サービス確保義務の放棄を意味し、許されないと考えます。

また、多数の国民がテレビを受信できなくなることは、NHKにとっては受信料収入の落ち込みを、民

放にとっては視聴者数の減少による広告料の減少をもたらすことは必死です。放送局の経済的基盤が弱体化することは、放送文化や放送ジャーナリズムの衰退に直結し、私たちの情報環境に著しい悪影響をもたらすことでしょう。

総務省の「浸透度調査」を見ても、地域によって地デジ普及率に大きな落差がある現状で、全国一律にアナログ停波を強行しなければならない理由は見当たりません。

そして4月に発表された家電業界の調べでデジタルテレビ3月出荷台数は215万台、前月に比べ2～3%低下。この低下傾向は東日本大震災の影響で出費を手控える消費者心理を含め、続くとみられます。沖縄での地デジ対策は世帯普及率で見ると全国平均より約6%低く（総務省調べ）とくに低所得者・高齢者世帯で顕著です。地デジの完全移行が予定されている7月は台風シーズンでもあり、情報としてのライフラインであるテレビを一方向的に遮断してはならないと考えます。

以上のことから、私たちは今年7月24日に予定されているアナログ放送の一斉停波を改めて、7月以降、「地デジ難民」を生まない措置が完了したエリアから、順次デジタル放送へ移行（アナログ放送を停止）するよう、国に対して柔軟な対応を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2011年6月17日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

内閣総理大臣 総務大臣

○ 議長 久田浩也君 「意見書第1号 アナログテレビ放送の一斉打ち切りを見直し、「段階的停波」を求める意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第1号 アナログテレビ放送の一斉打ち切りを見直し、「段階的停波」を求める意見書」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第1号 アナログテレビ放送の一斉打ち切りを見直し、「段階的停波」を求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第8.「閉会中の継続審査の申し出書」の件を議題とします。

総務文教委員長から目下、委員会において、継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時07分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時07分)

本定例会に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成23年第2回今帰仁村議会定例会を閉会します。

(閉会時刻 午前11時07分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 内 間 利 三

署名議員 與那嶺 篤 哉